

令和 5 年 2 月 3 日
神戸税関業務部

関係者各位

お 知 ら せ

中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに対する不当廉売関税の課税期間の延長について

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）（以下「中国」という。）産高重合度ポリエチレンテレフタレートに対しては、「高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成 29 年政令第 234 号）」に基づき、不当廉売関税が課されているところです。

今般、対象貨物の課税期間延長に係る調査結果に基づき、当該課税期間が 5 年間延長されることとなりました。

つきましては、下記をご参照のうえ、適正な輸入申告をされますようお願いいたします。

本件に関してご不明な点等がございましたら、最寄りの税関窓口又は業務部通関総括第 1 部門（電話番号：078-333-3086）へ照会願います。

記

1. 課税物件（変更なし）
中国を原産地とする高重合度ポリエチレンテレフタレート
（関税定率法別表 3907.61 号に掲げる物品）
2. 不当廉売関税率（変更なし）
中国産 53.0%
但し、一部例外あり（別紙参照）
3. 適用期間
平成 29 年 12 月 28 日～令和 10 年 2 月 2 日まで

以 上

【本件に関する照会先】
業務部通関総括第 1 部門
電話番号：078-333-3086

【別紙】

貨物の供給者	税率
グァンドン・アイヴイエル・ペット・ポリマー・カンパニー・リミテッド (GUANGDONG IVL PET POLYMER CO., LTD.)	39.8%
ジャンイン・シンタイ・ニュー・マテリアル・カンパニー・リミテッド (JIANGYIN XINGTAI NEW MATERIAL CO., LTD.)	39.8%
ジャンイン・シンユウ・ニュー・マテリアル・カンパニー・リミテッド (JIANGYIN XINGYU NEW MATERIAL CO., LTD.)	39.8%
ジャンスー・シンイエ・プラスチック・カンパニー・リミテッド (JIANGSU XINGYE PLASTIC CO., LTD.)	39.8%
チェジャン・ワンカイ・ニュー・マテリアルズ・カンパニー・リミテッド (ZHEJIANG WANKAI NEW MATERIALS CO., LTD.)	51.0%
チャイナ・リソーシズ・パッケージング・マテリアルズ・カンパニー・リミテッド (CHINA RESOURCES PACKAGING MATERIALS CO., LTD.)	51.4%
ドラゴン・スペシャル・レジン (シアメン) カンパニー・リミテッド (DRAGON SPECIAL RESIN (XIAMEN) CO., LTD.)	39.8%